

福島ガス発電株式会社「相馬港天然ガス発電所（仮称）設置
計画環境影響評価準備書」に対する勧告について

平成29年2月27日
経 済 産 業 省

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、福島ガス発電株式会社「相馬港天然ガス発電所（仮称）設置計画環境影響評価準備書」について、福島ガス発電株式会社に対し、環境保全の観点から勧告を行った。

勧告内容は、別紙のとおり。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：福島県相馬郡新地町
原動力の種類：ガスタービン及び汽力（コンバインドサイクル発電方式）
出 力：118万kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<環境影響評価配慮書>

計 画 段 階 環 境 配 慮 書 受 理	平成26年11月 4日
環 境 大 臣 意 見 受 理	平成26年12月19日
経 済 産 業 大 臣 意 見 発 出	平成26年12月26日

<環境影響評価方法書>

環 境 影 響 評 価 方 法 書 受 理	平成27年 5月 7日
意 見 の 概 要 等 受 理	平成27年 6月24日
福 島 県 知 事 意 見 受 理	平成27年 9月18日
経 済 産 業 大 臣 勧 告 発 出	平成27年10月 6日

<環境影響評価準備書>

環 境 影 響 評 価 準 備 書 受 理	平成28年 9月15日
意 見 の 概 要 等 受 理	平成28年11月 4日
福 島 県 知 事 意 見 受 理	平成28年12月28日
環 境 大 臣 意 見 受 理	平成29年 2月13日
経 済 産 業 大 臣 勧 告 発 出	平成29年 2月27日

問い合わせ先：電力安全課 長村、松浦
電話：03-3501-1742（直通）

1. 総論

本事業の工事の実施及び施設の供用に当たっては、温室効果ガスの排出削減対策をはじめ、排ガス処理設備の適切な運転管理及び騒音・振動の発生源対策等による大気環境の保全対策、排水の適正な処理及び管理による水環境の保全対策等の環境保全措置を適切に講ずること。

2. 各論

(1) 温室効果ガス

① 本事業の発電技術については、局長級取りまとめの「BATの参考表【平成26年4月時点】」に掲載されている「(A) 経済性・信頼性において問題なく商用プラントとして既に運転開始をしている最新鋭の発電技術」を超える高効率の発電設備を導入することとしているところ、引き続き竣工に至るスケジュール等も勘案しながら高効率化を検討するとともに、当該発電設備の運用等を通じて送電端熱効率の適切な維持管理を図ること。

② 省エネ法に基づくベンチマーク指標については、その目標達成に向けて計画的に取り組み、2030年度に向けて確実に遵守すること。

また、現時点でのその取組内容について、可能な限り評価書に記載し、当該取組内容を公表し続けること。さらに、その達成状況を毎年度自主的に公表すること。目標達成に向けた更なる取組が必要となる場合はその取組内容を検討し、自主的に公表すること。

現状では目標達成が見込まれる状況ではあるが、本事業者がベンチマーク指標の目標を達成できないと判断した場合には、本事業の見直しを検討すること。さらに、今後、電気事業分野における地球温暖化対策に関連する施策の見直しが行われた場合には、事業者として必要な対策を講ずること。

③ 小売段階が調達する電力を通じて発電段階での低炭素化が確保されるよう、高度化法では小売段階において低炭素化の取組が求められていることを理解し、自主的枠組み参加事業者の現状程度のカバー率（販売電力ベースで99%超）の維持・向上が図られることを前提として、自主的枠組みの参加事業者に電力を供給するよう努め、確実に二酸化炭素排出削減に取り組むこと。

④ 地球温暖化対策計画に位置付けられた「地球温暖化対策と経済成長を両立させながら、長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す」との国の長期的な目標に鑑み、国の二酸化炭素回収・貯留（Carbon Dioxide Capture and Storage; CCS）等に関する検討結果や、二酸化炭素分離回収設備の実用化をはじめとした技術開発状況を踏まえ、今後の二酸化炭素排出削減対策について、所要の検討を行うこと。

⑤ 本事業を含め、事業者における長期的な二酸化炭素排出削減対策について、

所要の検討を行い、事業者として適切な範囲で必要な措置を講ずること。

（２）大気環境

- ① 対象事業実施区域の周辺には住居地域が存在することから、本事業の工事の実施及び施設の稼働に伴う大気環境への環境影響の回避・低減が図られるよう、今後、締結が予定されている地元自治体との協定を遵守し、本発電所での発電に当たっては、排煙脱硝装置等の維持管理の徹底等、大気汚染物質排出削減対策を図ること。
- ② 対象事業実施区域の周辺には、稼働中及び計画中の石炭火力発電所があり、大気環境に係る累積的な影響が懸念されることから、大気環境の状況について、本事業者が策定した環境監視計画に基づき継続的に把握し、その結果を踏まえて、必要に応じて、適切な環境保全措置を講ずること。
- ③ 微小粒子状物質（PM_{2.5}）に係る最新の知見を踏まえ、必要に応じて追加の環境保全措置を含めた適切な対応を行うこと。

（３）水環境

本事業の放水設備は、既存の火力発電所の放水設備が設置されている海域に設置されるため、既存の発電所からの温排水と累積的な影響が懸念されることから、温排水の状況について、本事業者が策定した環境監視計画に基づき継続的に把握し、その結果を踏まえて、必要に応じて、適切な環境保全措置を講ずること。

また、今後、締結が予定されている地元自治体との協定を遵守し、新設される排水処理設備等により水質汚濁物質排出量を抑制すること。

以上について、その旨を環境影響評価書に記載すること。